



大切な資産を
親から子へ、そして孫へ
受け継いでいただくために…

相続定期貯金

かけ橋

2019年3月1日^金から2020年2月28日^金

- 金利上乗せは、初回満期日までとし、自動継続後は店頭表示金利を適用します。
- 相続手続完了後、1年以内にお預けいただいた個人の方が対象です。
- 預入金額は、お受け取りになった相続資金の範囲内です。

スーパー
定期
1年もの

または

大口定期
1年もの

店頭表示金利に

上乗せ **+0.2%**

- 本店 ☎21-1000 (なお、本店ではお取扱いしておりません。)
- 中央柏崎支店 ☎23-3411
- 南部高田支店 ☎22-5165
- 東部田尻支店 ☎22-5264
- 北部西中通支店 ☎23-2357
- 高柳支店 ☎41-2244
- 小国支店 ☎0258-95-2001
- 刈羽支店 ☎45-2255
- 西山支店 ☎47-2001

※金利情勢により取扱いを変更する場合があります。
詳しくは、お近くのJA柏崎本支店窓口にお問い合わせください。

 JA柏崎

相続専用定期貯金 かけ橋

取扱期間 2019年3月1日(金) から 2020年2月28日(金)

商品概要

商 品 名	相続専用定期貯金「かけ橋」
ご利用いただける方	金融機関（当JA以外の金融機関を含む）での相続手続完了後1年以内に、相続により取得した資金を原資としてお預けいただける個人のお客さま。 ※相続により取得した不動産や株式等の換金代金もお預け入れいただけます。 ※お申込み時には以下の書類が必要になります。 ①本人確認書類 ②「お預け入れされる方が相続人であること」・「金融機関での手続完了時期」・「相続により取得した金額」が確認できる書類 【例】遺産分割協議書の写し 金融機関に提出した相続手続依頼書等の写し 戸籍謄本の写し等 被相続人名義の解約済み通帳または計算書の写し 遺言書（公正証書遺言または自筆証書遺言で検認済みのもの）の写し
商品の種類	・スーパー定期貯金または大口定期貯金 ・自動継続方式（元金または元利金） ※自動継続後はスーパー定期貯金1年ものまたは大口定期貯金1年ものとしてお預かりいたします。 ・通帳式（総合口座通帳含む）または証書式
預入期間	定型方式1年 <単利>
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・1円以上（大口定期は1,000万円以上）、相続により取得した金額の範囲内 ・1円単位
払戻方法	満期日以後に一括して払い戻します。
適用金利	・お預け入れ時のスーパー定期貯金1年ものまたは大口定期貯金1年ものの店頭表示金利に年0.2%を上乗せした利率を初回満期日まで適用します。 ・自動継続後は、自動継続時のスーパー定期貯金1年ものまたは大口定期貯金1年ものの店頭表示金利を当該満期日まで適用します。 (自動継続後は、年0.2%の上乗せは適用しません。)
税金	20.315%（国税15.315%、地方税5%）の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。
中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合は、当JA所定の中途解約利率が適用されます。
貯金保険制度 (公的制度)	保護対象です。 (お一人さまあたり元本合計1,000万円までとその利息が保護されます)

詳しくは、お近くのJA柏崎本支店窓口にお問合せ下さい。